

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

制定：平成 22 年 1 月 18 日

一部改正：平成 22 年 4 月 28 日

一部改正：平成 23 年 7 月 26 日

（目的）

第1条 小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）の規定に基づき、小田原交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（1）地域計画の作成

（2）次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

（3）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる

事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注) (1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、法第8条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 神奈川県知事又はその指名する者
 - ② 小田原市長又はその指名する者
 - ③ 南足柄市長又はその指名する者
 - ④ 中井町長又はその指名する者
 - ⑤ 大井町長又はその指名する者
 - ⑥ 松田町長又はその指名する者
 - ⑦ 山北町長又はその指名する者
 - ⑧ 開成町長又はその指名する者
 - ⑨ 箱根町長又はその指名する者
 - ⑩ 真鶴町長又はその指名する者
 - ⑪ 湯河原町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 社団法人神奈川県タクシー協会を代表する者
 - ② 箱根登山ハイヤー株式会社 常務取締役
 - ③ 松田合同自動車株式会社 代表取締役
- (4) 労働組合等
 - ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者
- (5) 地域住民
 - ① 小田原箱根商工会議所会頭又はその指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
 - ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
 - ③ 神奈川労働局小田原労働基準監督署長
 - ④ 財団法人箱根町観光協会専務理事
 - ⑤ 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し協議会を開催するとともに、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 9 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員は、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 関東運輸局長又はその指名する者が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

(1) の議決方法を持って決することとする。

- 11 協議会は、定期的を開催することとする。
また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

I . 特定事業計画の進捗状況

1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況(23年6月30日現在)

| 営業区域名 | 地域計画 合意 | 法人タクシー | | | | | | | | | 個人タクシー | | |
|--------|------------|----------------------|------|--------------|-----|-----|------------|--------------|-----|-----|------------------|-------|------------|
| | | 事業者数 (H23.6.30現在) | 申請 | | | | 認定 | | | | 事業者数 (H23.2末) | 申請者数 | 認定 事業者数 |
| | | | 申請者数 | うち事業再構築を定めた者 | | | 認定 事業者数 | うち事業再構築を定めた者 | | | | | |
| | | | | 申請者数 | 減車数 | 休車数 | | 事業者数 | 減車数 | 休車数 | | | |
| 京浜交通圏 | H22.3.23 | 118 | 118 | 91 | 273 | 139 | 118 | 91 | 273 | 139 | 2,426 | 2,416 | 2,401 |
| 県央交通圏 | H22.3.29 | 55 | 55 | 35 | 41 | 52 | 55 | 35 | 41 | 52 | 341 | 338 | 338 |
| 湘南交通圏 | H22.4.22 | 13 | 13 | 10 | 9 | 12 | 13 | 10 | 9 | 12 | | | |
| 小田原交通圏 | H22.4.29 | 15 | 15 | 12 | 23 | 19 | 15 | 12 | 23 | 19 | | | |

| 営業区域名 | 基準 車両数 ① | 現在 車両数 ② (H23.6月末) | 減車率 1-(②/①) | 申請された減・休車 がすべて実施され た場合の車両数 ③ | 減車率 1-(③/①) | 適正と考えられる 車両数 | 基準車両数と 適正と考えられる 車両数の乖離 |
|--------|----------------|-----------------------------|----------------|---------------------------------------|----------------|-----------------|------------------------------|
| 京浜交通圏 | 7,629 | 6,912 | 9.4% | 6,910 | 9.4% | 5,150 ~ 5,950 | 約20% ~ 約30% |
| 県央交通圏 | 2,509 | 2,237 | 10.8% | 2,237 | 10.8% | 2,000 ~ 2,300 | 約10% ~ 約20% |
| 湘南交通圏 | 429 | 389 | 9.3% | 389 | 9.3% | 310 ~ 350 | 約20% ~ 約30% |
| 小田原交通圏 | 575 | 509 | 11.5% | 509 | 11.5% | 450 ~ 500 | 約10% ~ 約20% |

2. 特定事業の項目ごとの認定状況(1/1)

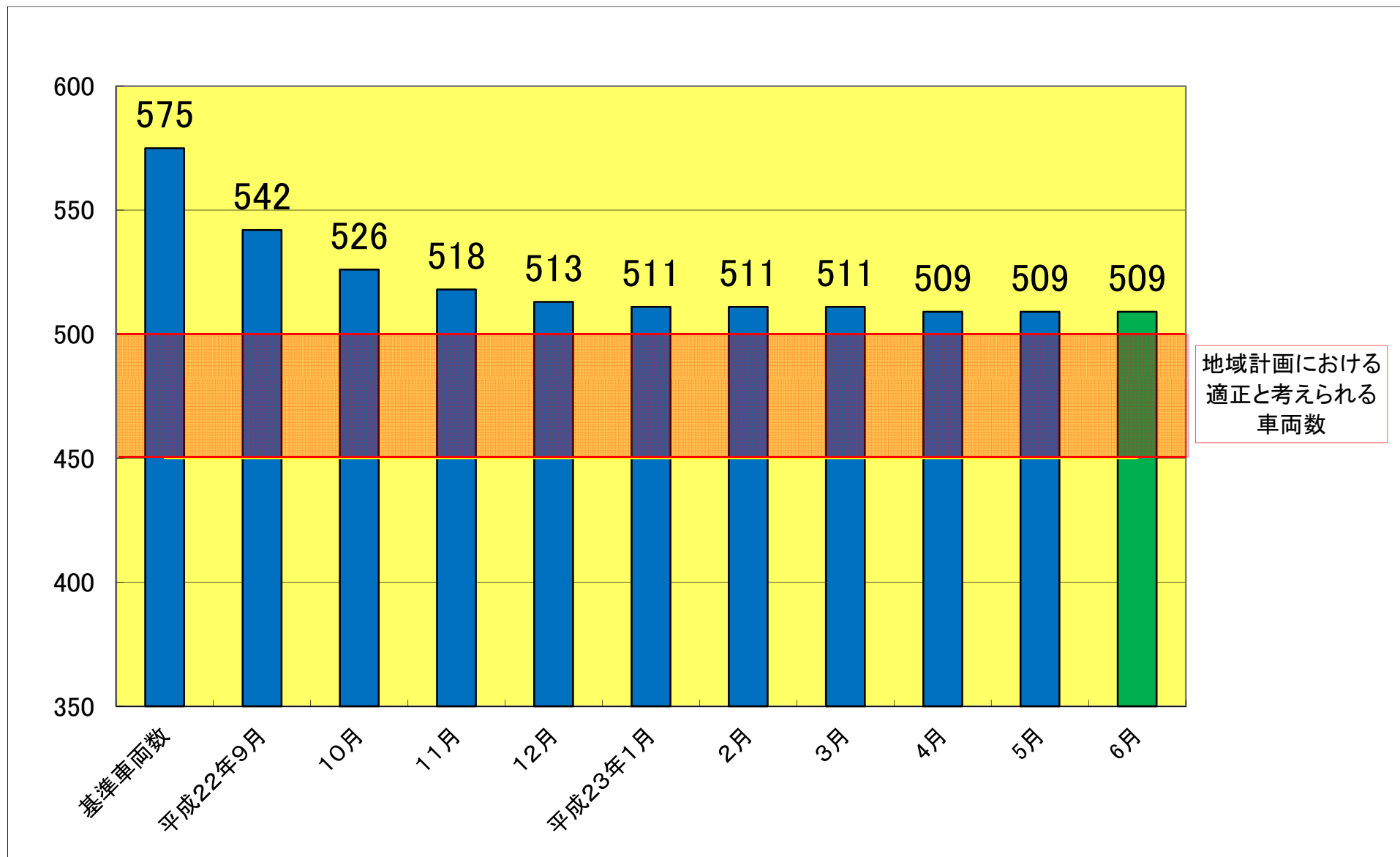
小田原交通圏

| 特定事業計画 | 事業者数 (重複あり) |
|--|----------------|
| 運転者のマナー向上のための教育・研修の充実 | 9社 |
| タクシー事業者における地理教育の徹底 | 3社 |
| ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進 | 3社 |
| アイドリングストップ運動の推進 | 3社 |
| 映像記録型ドライブレコーダーの導入(車内カメラによる事故等の記録) | 2社 |
| 安全運転講習会の受講 | 2社 |
| 勤務シフトの転換などによる効率性の向上とこれに伴う1台当たりの生産性の向上 | 2社 |
| 電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入 | 1社 |
| デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー等を活用した事故防止等安全教育の実施 | 1社 |
| エコドライブコンテストの実施 | 1社 |

Ⅱ．事業再構築の進捗状況

1. 事業再構築(減・休車)の認定状況、実施状況

小田原交通圏 (車両数の推移)



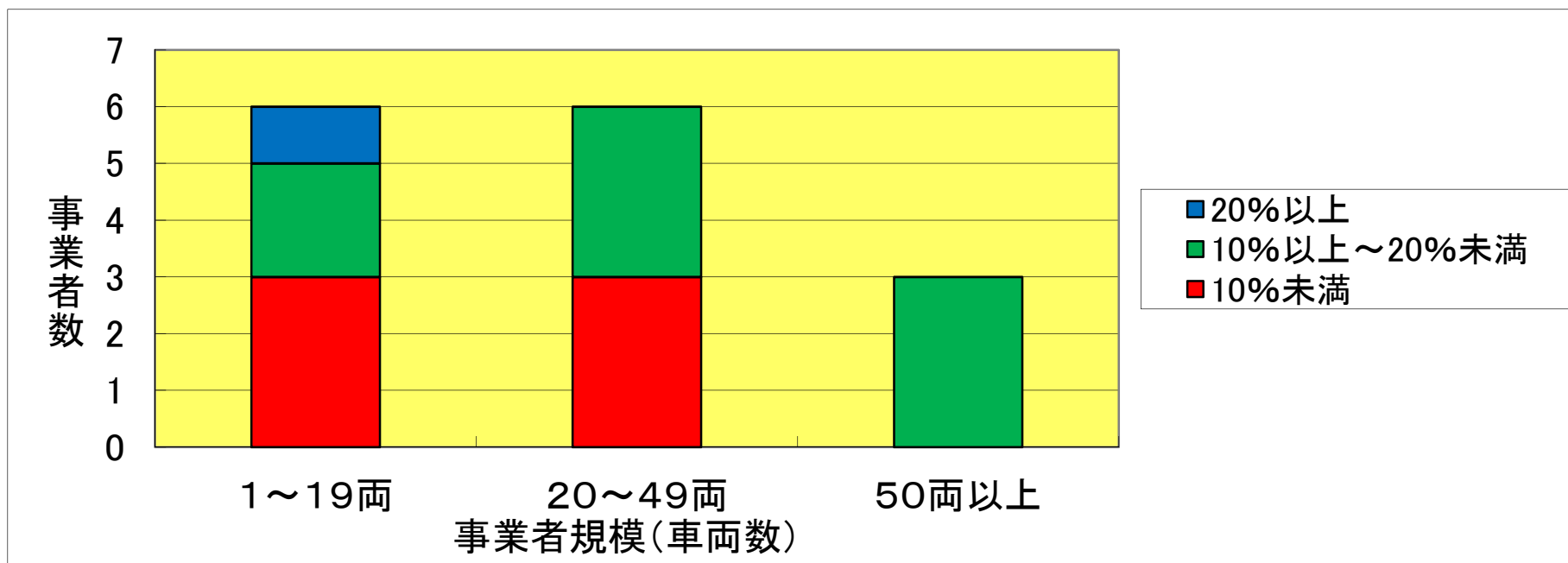
2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

小田原交通圏(最低車両数5両)

全ての事業者が減休車に取り組んでいるが、地域計画で定めた適正車両数率をクリアしている事業者が3者となっている。

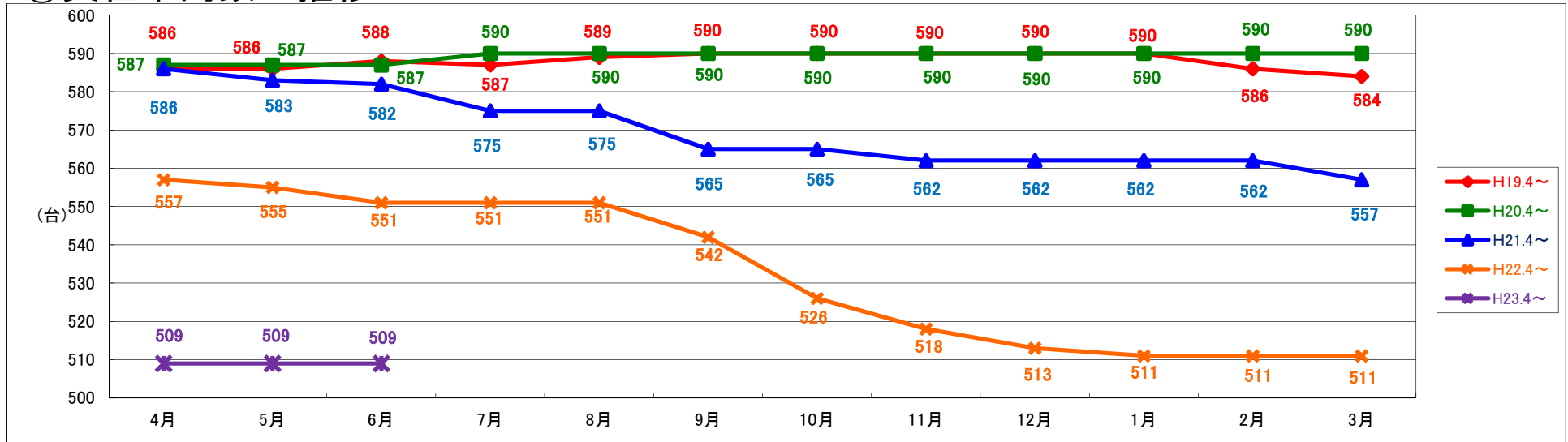
事業者規模は15者の内、50両以上の事業者が3者であり中小事業者が多く、観光需要と地域密着の両輪にてサービスを展開している地域である。

| 事業者規模 基準車両数からの削減率 | 1～19両 (6) | 20～49両 (6) | 50両以上 (3) |
|----------------------|--------------|---------------|--------------|
| 20%以上 | 1 | 0 | 0 |
| 10%以上～20%未満 | 2 | 3 | 3 |
| 10%未満 | 3 | 3 | 0 |

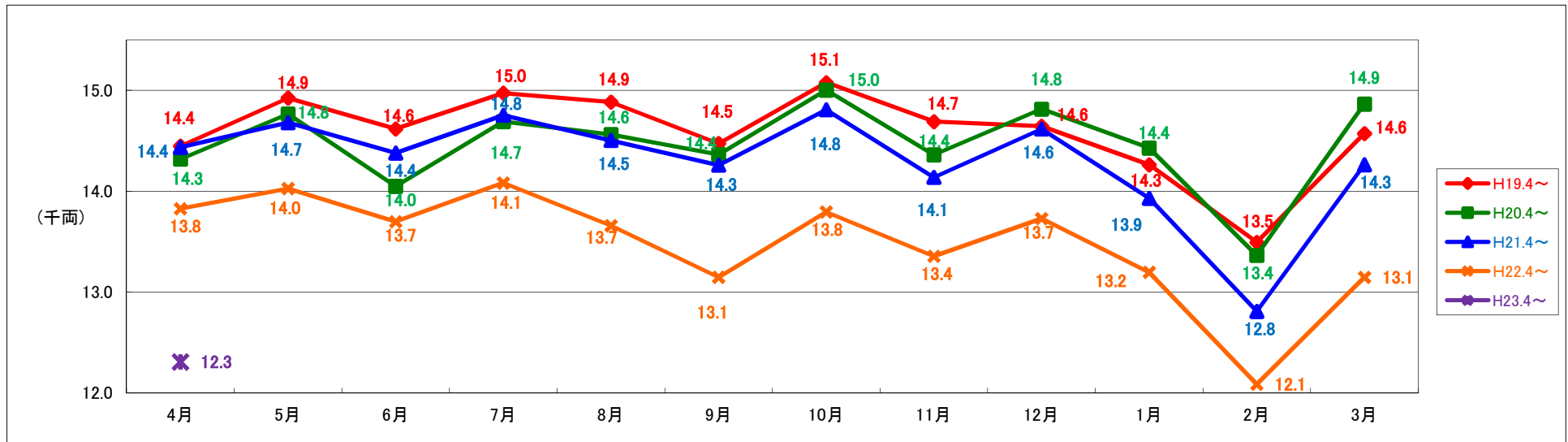


3. 各種指標の比較(小田原交通圏 1/3)

① 実在車両数の推移

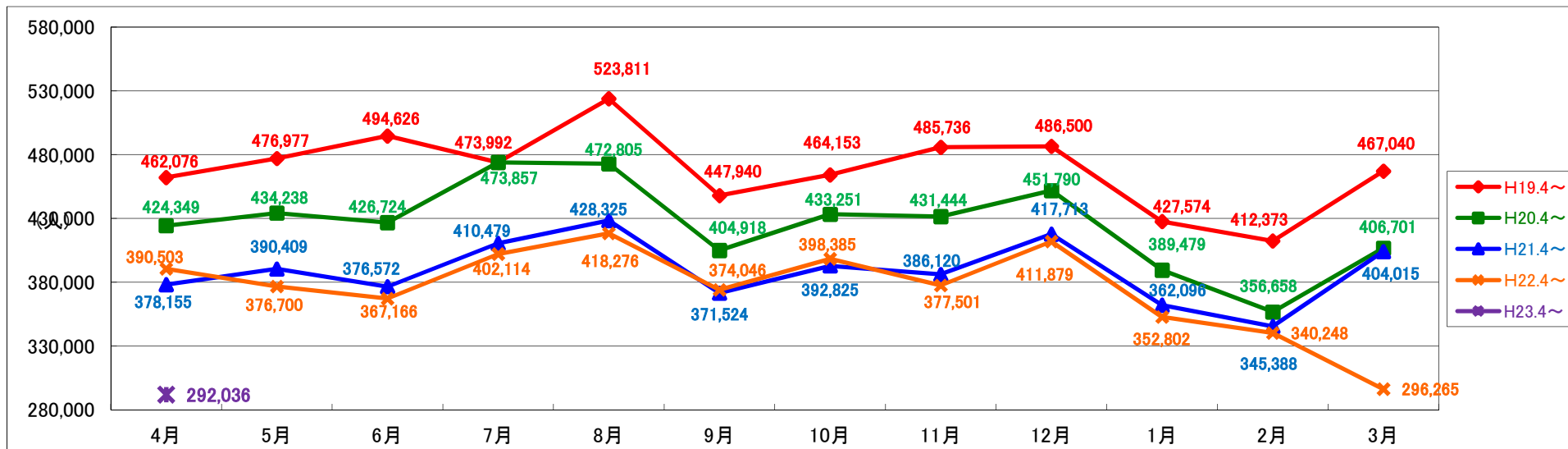


② 延べ実働車両数の推移

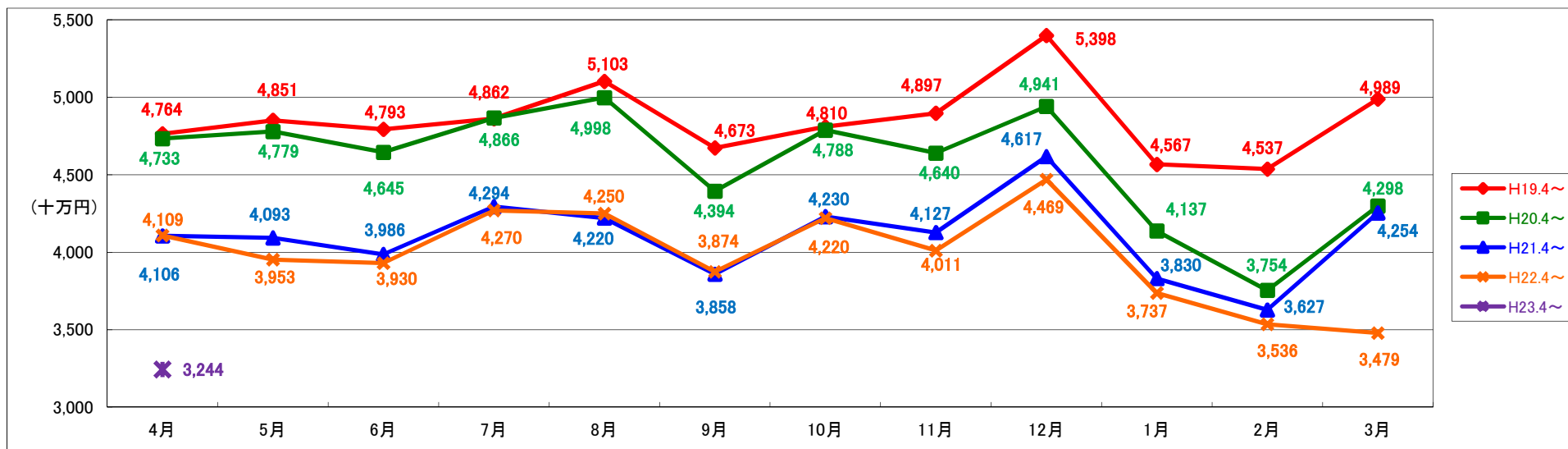


3. 各種指標の比較(小田原交通圏 2/3)

③輸送人員の推移

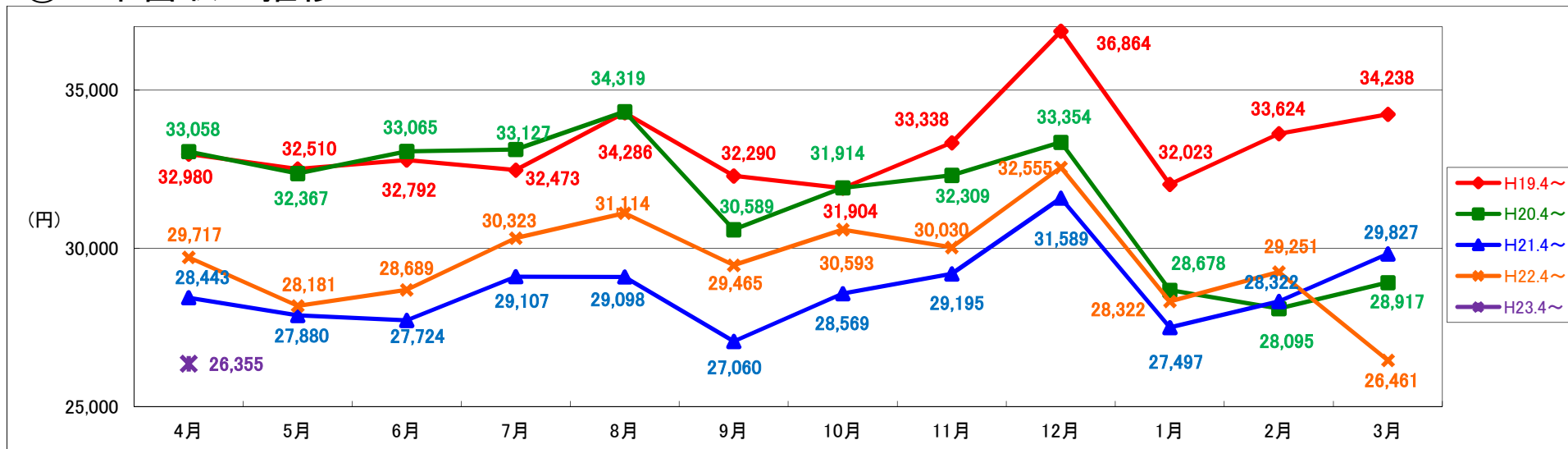


④営業収入の推移

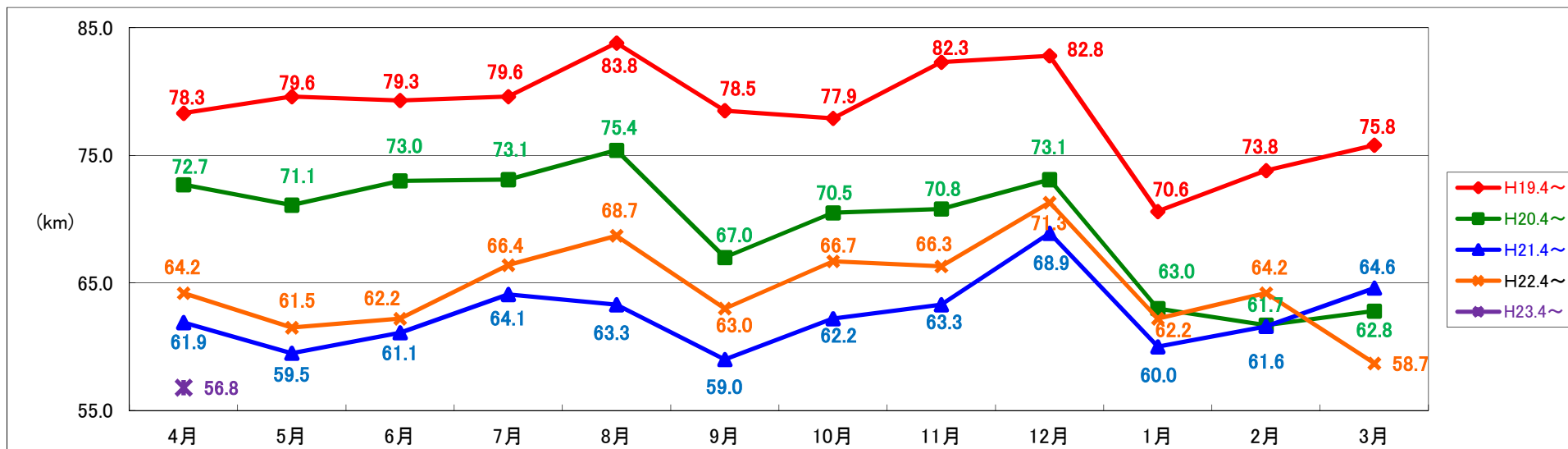


3. 各種指標の比較(小田原交通圏 3/3)

⑤ 日車営収の推移



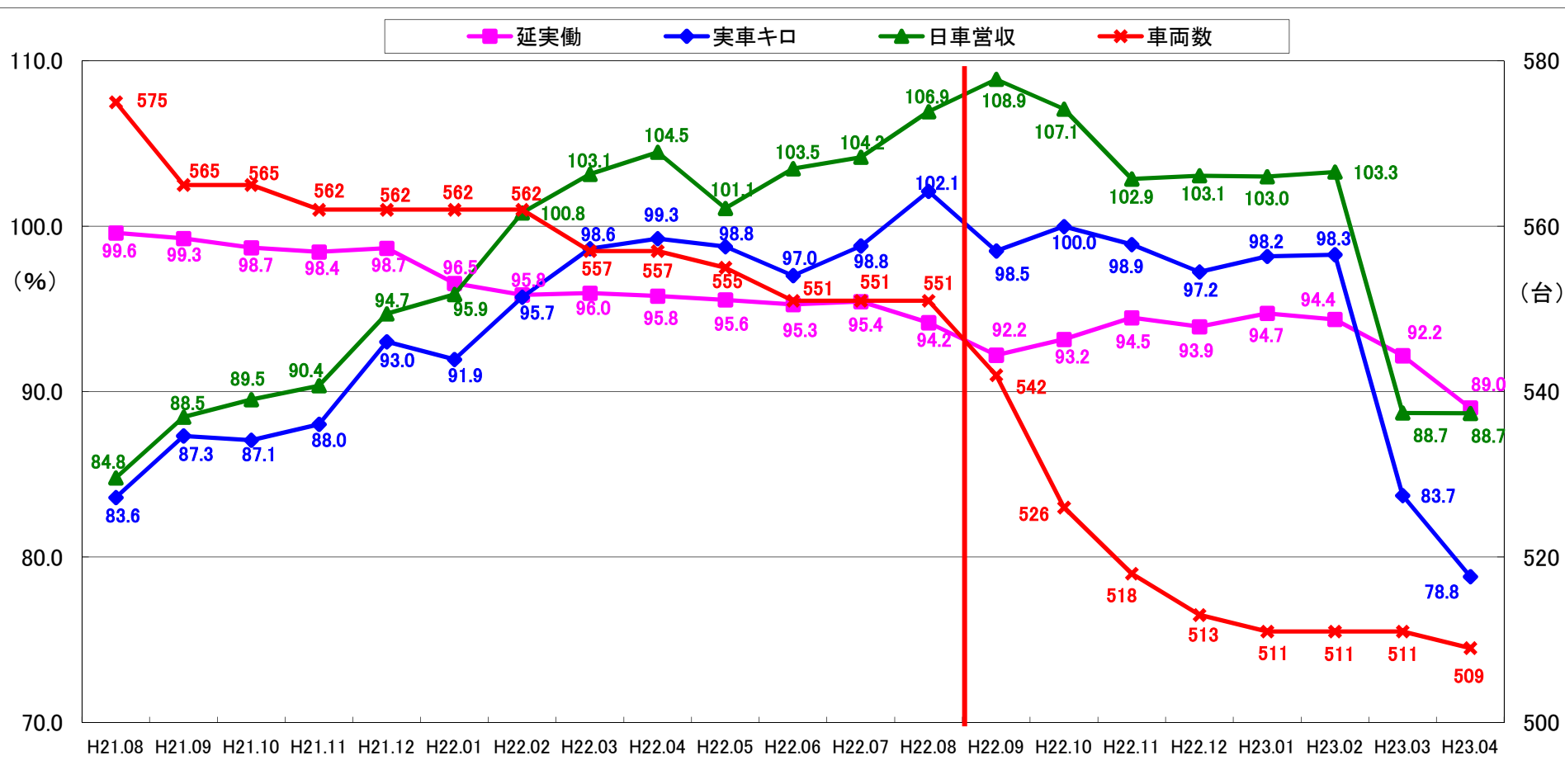
⑥ 日車実車キロの推移



4. 車両台数と総需要量、総供給量、日車営収の推移

小田原交通圏

車両数の減少及び景気の回復により、日車営収が対前年同月より徐々に回復し、タクシー利用減少も底を脱したかに思われたが、東日本大震災の自粛の影響により23年3月及び4月の日車営収は対前年度を大きく下回っている状況にある。日車営収の改善は震災後の景気回復にかかっているが、併せて適正化事業と活性化事業への取り組み強化が必要不可欠である。



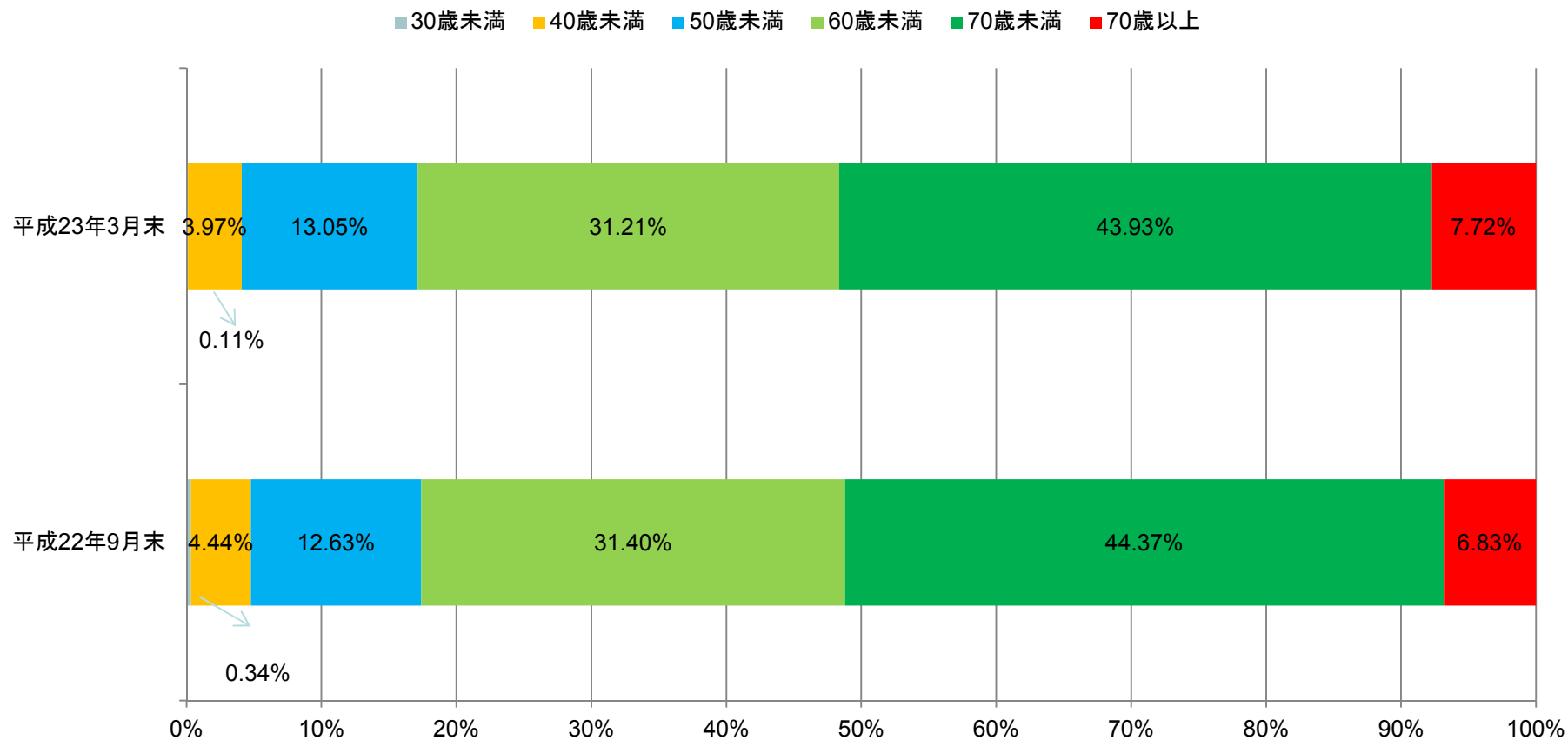
赤線は特定事業計画認定日

資料提供: 神奈川県タクシー協会

6. タクシー運転者の年齢構成の推移

小田原交通圏

年齢については、50歳以上が全体の約82%を占めており高齢化率が非常に高い状況にある。今後は、賃金面を含め、若者が魅力ある職業と感じる労働条件の改善が必要。また、少子高齢化が更に進む事を考慮し、安定した輸送を確保するために中長期的に運転者確保計画を検討すべき。



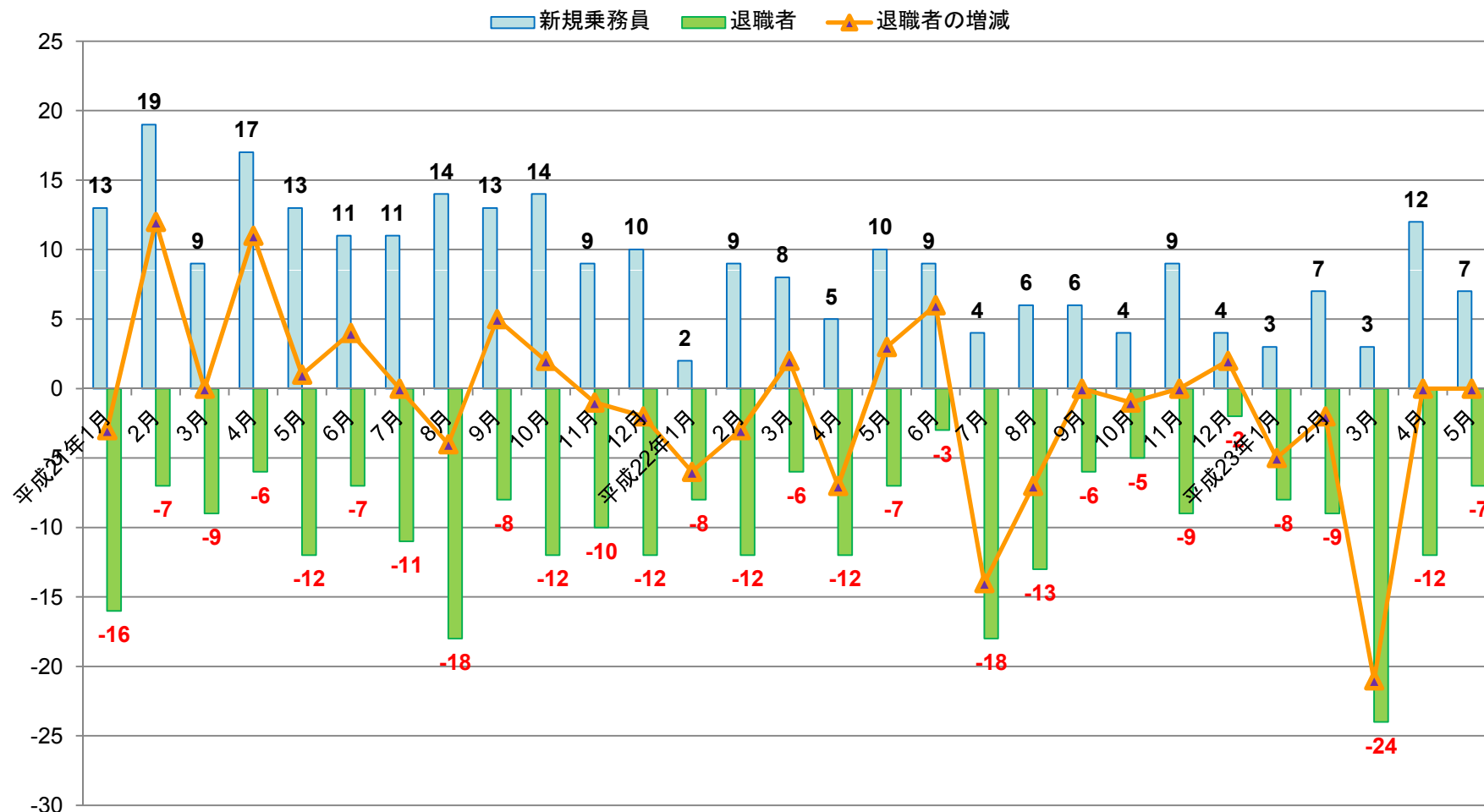
資料提供: 神奈川県タクシー協会

7. タクシー運転者の最近の状況(新規・退職)

小田原交通圏

車両が大幅に減少した21年10月、22年9月以降について、退職者が大幅に増加しているものではなく、採用と退職のバランスがとれている状態。

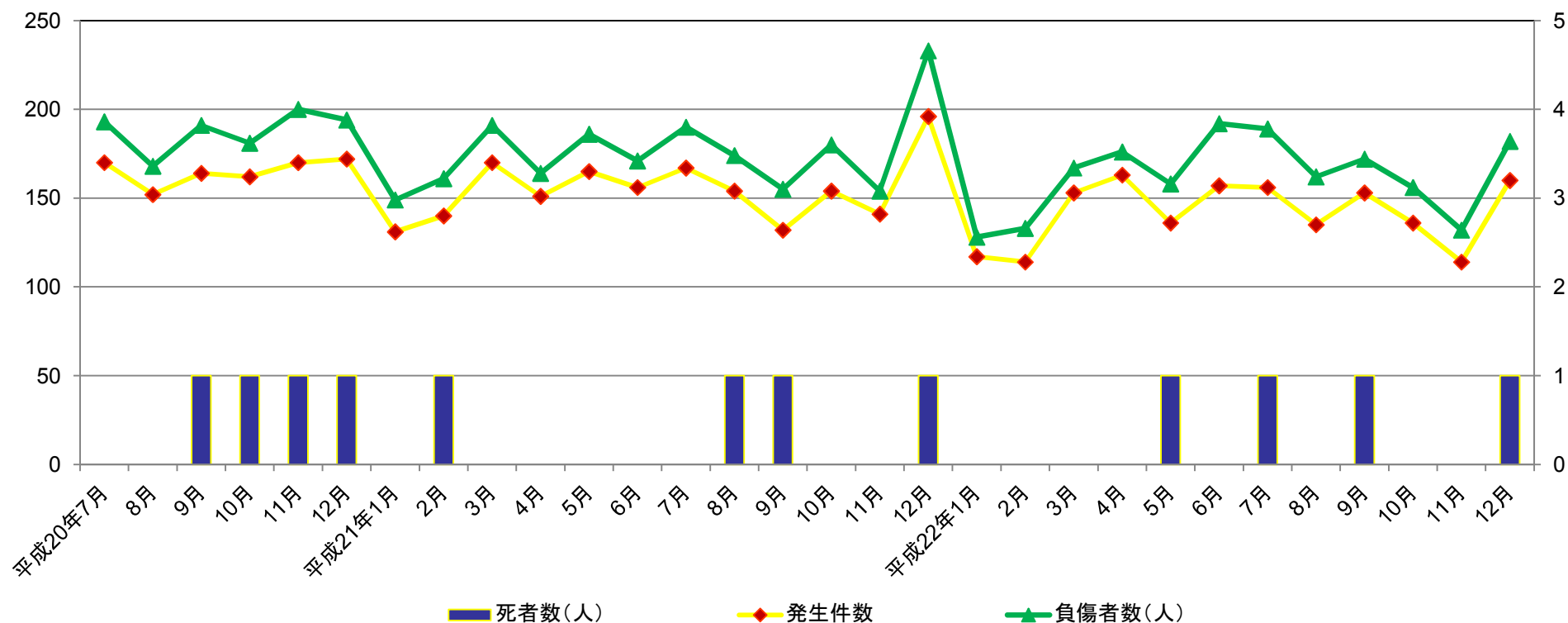
23年3は震災自粛の影響により退職者数が急激に増加している。



8. 事故件数の推移

神奈川県内法人事故

21年と22年を比較すると、タクシーが当事者となっている事故件数は減少している。しかしながら、死亡者数は減少していないことから、更なる安全運転への取組が必要。

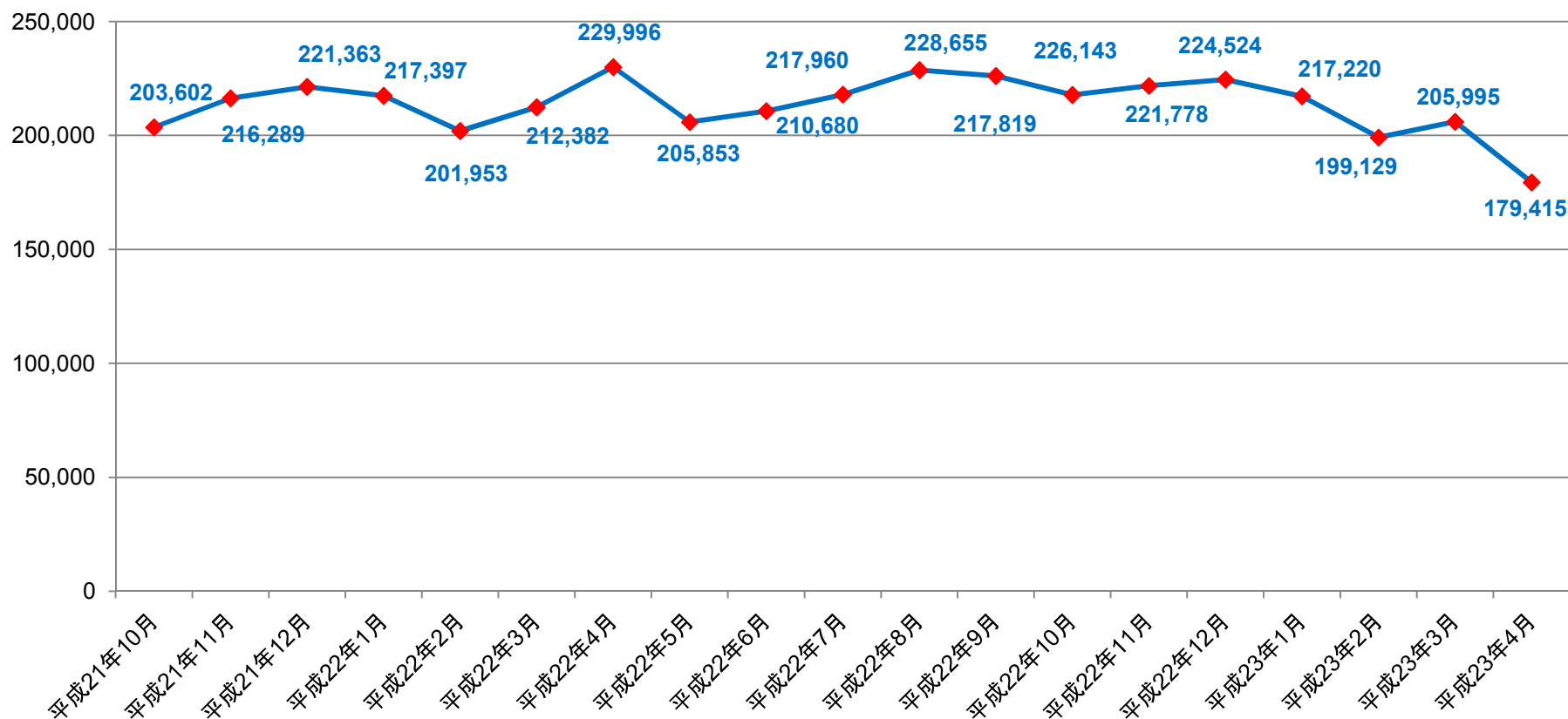


| | 平成21年1月～12月 | 平成22年1月～12月 | 増減率 |
|------|-------------|-------------|--------|
| 発生件数 | 1,857 | 1694 | -8.78% |
| 死者数 | 4 | 4 | 0.00% |
| 負傷者数 | 2,108 | 1947 | -7.64% |

9. タクシー運転者の平均賃金(小田原地区原価計算対象事業者平均)の推移

タクシー事業者の平均賃金の推移をみると、約20万円～23万円で推移している。22年9月1日に特定事業計画が認定され事業再構築(減・休車)を実施しているが、月額支給額は大きく変動しているものではない。しかしながら、震災後の4月期の支給額は17万円台まで落ち込んでいる。

月額平均を22年の年額に換算すると約261万円(一時金含まず)と低い水準である。
(※参考: 神奈川全産業男性労働者の平均年収約470万円(一時金含まず))



Ⅲ. 活性化に向けた取組状況

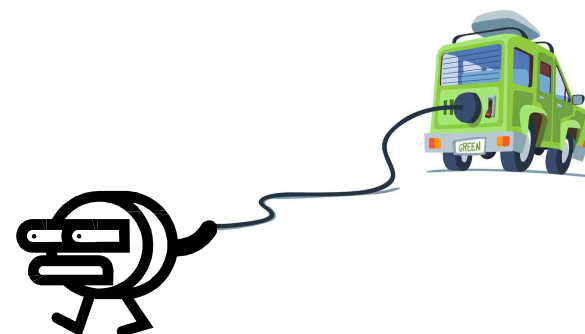
環境問題への貢献:ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進

○地域計画の目標(環境問題への貢献)

- ・政府目標の達成に貢献する取組として環境適応車の積極的な導入
- ・神奈川県が導入を推進している電気自動車についても業界として導入を推進

低公害車両導入状況(小田原地区)

| | 21年3月 | 22年3月 | 23年3月 |
|--------|-------|-------|-------|
| ハイブリッド | 5 | 7 | 12 |
| 電気自動車 | — | — | 7 |



※HVは21年3月末の5台から23年3月末は7台増加の12台となっている。

電気自動車については、県とのタイアップ事業によりして22年度に7台導入。

※電気自動車は従来のタクシーに比べ二酸化炭素の排出量が1/4に減少

(参考)小田原地区電気自動車(EV)導入事業者

湯河原タクシー(株)1台、真鶴タクシー(株)1台、日本交通小田原(株)2台、箱根登山ハイヤー(株)2台

富士箱根交通(株)1台

○23年度国の支援→低公害車普及促進対策事業(1,038百万円)

- ・環境対策の促進を図ることが重要。中小企業が多い運送事業者の次世代自動車の導入を支援。
- ・HV補助→小規模事業者=タクシーに関して100台以下→差額の1/2で計算(30万×1/2=15万円)
※通常の場合は1/3計算(補助額10万円)

安全性の維持向上：デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

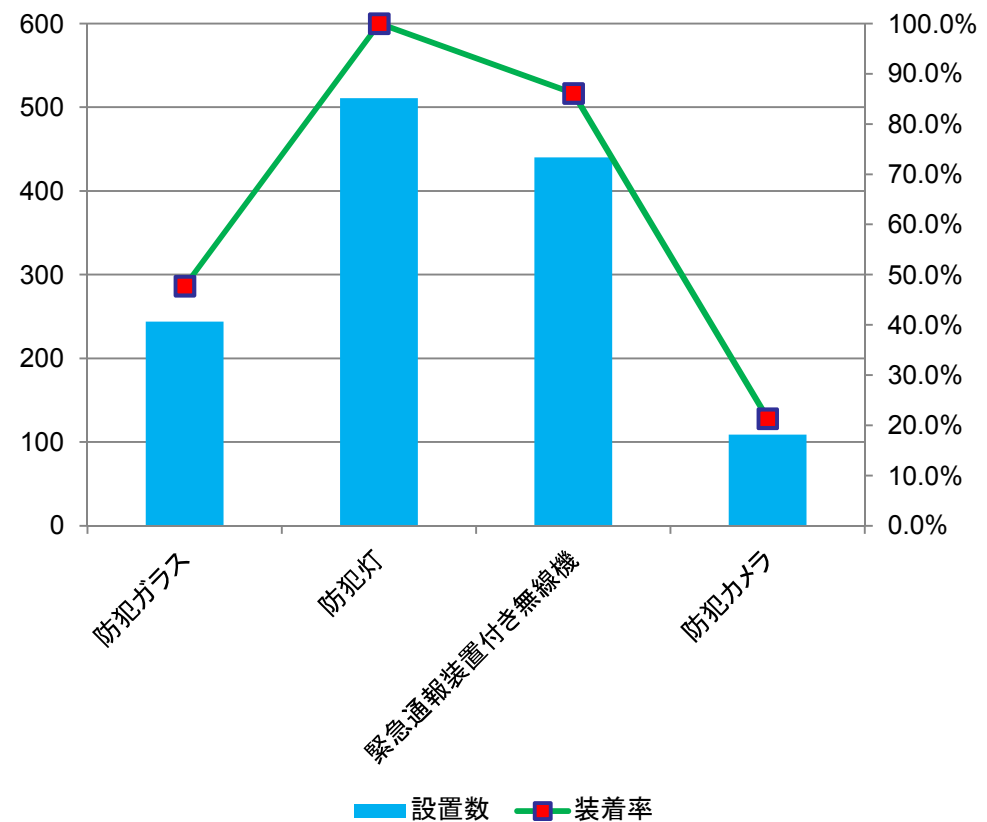
- ・ドライブレコーダーは県内協会員事業者において約63%の装着率、小田原地区においては約39%の装着率となっており、県平均より低い装着となっている。
- ・デジタルタコグラフについては、県内事業者で約49%、小田原においては約23%の装着率と県平均より低い装着率。
- ・事故防止、乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として、導入を促進させる必要がある。

| | ドライブレコーダー | | | デジタルタコグラフ | | |
|------------|-----------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 23年3月末 | | | 23年3月末 | | |
| | 車両数 | 装着数 | 装着率 | 車両数 | 装着数 | 装着率 |
| 京浜交通圏(115) | 6,883 | 4,308 | 62.6% | 6,883 | 3,724 | 54.1% |
| 県央交通圏(55) | 2,251 | 1,470 | 65.3% | 2,251 | 848 | 37.6% |
| 湘南交通圏(13) | 390 | 304 | 77.9% | 390 | 198 | 50.7% |
| 小田原交通圏(15) | 511 | 199 | 38.9% | 511 | 119 | 23.2% |
| 計 | 10,035 | 6,281 | 62.6% | 10,035 | 4,889 | 48.7% |

タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上：防犯装置設置の推移

- ・防犯灯、緊急通報装置付き無線機の設置率は高いが更なる犯罪防止のために、防犯ガラス及び防犯カメラの設置が必要。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。犯罪を抑制するために効果的なのが防犯カメラ。

| 23年3月末現在 | | |
|-------------|-----|--------|
| 総車両数 | 511 | |
| | 設置数 | 装着率 |
| 防犯ガラス | 244 | 47.7% |
| 防犯灯 | 511 | 100.0% |
| 緊急通報装置付き無線機 | 440 | 86.1% |
| 防犯カメラ | 109 | 21.3% |



※神奈川県タクシー協会調べ

自治体とタイアップした活性化事業

かながわEVタクシープロジェクト

平成22年4月に神奈川県、(社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者により「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」が発足。環境優秀車両であるEV自動車を県民にPRし認知いただくことを目的にEVタクシー普及促進の協力関係が構築された。

○プロジェクト

- ・EVタクシーは環境に配慮した政策だけではなく、福祉面にも配慮した取組を実施。
(EVタクシープロジェクト実施期間中(H25年3月末まで)→障害者割引を1割から2割に拡大。)
- ・箱根EVタウンプロジェクトと連携した観光地におけるEVタクシーの利用拡大。
- ・22年度は県内で22のタクシー事業者が35台のEVタクシーを導入。

○23年度事業(予定)

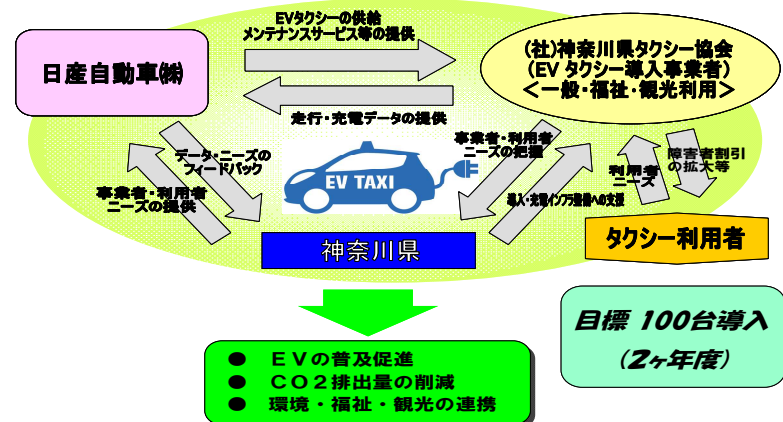
- ・22年度と合わせEVタクシー100台を目指し協力関係を更に強化。

※EVタクシープロジェクトは全国に先駆け23年2月7日に出発式を開催し本格始動。



※写真等資料は神奈川県EVタクシー出発式記者発表資料より

「地球と人に優しい」かながわEVタクシープロジェクト



タクシー協会における取り組み状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

【特定事業】

| 特定事業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---|------|------|---|
| 選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用 | 法人協会 | 短期 | ①モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者に配布。②今後、全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組みを検討予定。 |
| 運転者のマナー向上のための教育・研修の充実 | 法人協会 | 短期 | ①H22.12.6・7 外部講師2名(交通事故防止関係1名および接客関係1名)による講演会を実施。(参加人数:236名) |
| ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進 | 法人協会 | 短・中期 | ①H23.1.25 EVタクシー導入に伴いケア講習を実施。(参加人数63名、実施機関:神奈川県) |
| 「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化 | 法人協会 | 短期 | ①短距離利用者増加のための周知用パンフ等の作成を検討予定。 |
| ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布 | 法人協会 | 短期 | ①タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解していただくためのリーフレットの作成を検討予定。 |

【その他の事業】

| 特定事業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|--|------|------|--|
| 地理教育制度の充実 | 法人協会 | 中期 | ①今後検討予定。 |
| 条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設 | 法人協会 | 短期 | ①協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載しているが、今後は更に充実に向け検討。 |
| タクシー利用者に対するアンケート調査の充実 | 法人協会 | 短・中期 | ①全車両にエコカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組みを検討予定。 |
| 駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討 | 法人協会 | 中期 | ①乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。 |

タクシー協会における取り組み状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---------------------------------------|------|------|---|
| 運行管理者・整備管理者研修の充実 | 法人協会 | 短期 | ①H22.11.11 整備管理者研修を実施。(参加人数302名) |
| 神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加 | 法人協会 | 短期 | ①H23年4月に今年度(期間:7月1日～12月31日)行われるコンクール参加周知を図り、事故防止に努めている。 |
| 事業用自動車事故防止コンクールへの参加 | 法人協会 | 短期 | ①毎年6月～8月の3ヶ月間、全社参加して実施している。(主催:タクシー・バス・トラックの3協会) ②H22年度の表彰は、県警本部長・支局長表彰(1社)、会長表彰(2社)、3団体連盟顕彰(7社) |
| 社内無事故コンクールの導入・充実 | 法人協会 | 短・中期 | ①S42年より各社にコンクール実施を呼びかけ協賛している。今年度も5月9日周知を図った。(実施期間:6月1日～H24年5月31日の1年間) ②2社が社内無事故コンクールを実施している。(1社は個人別に走行キロに応じて表彰状・賞品等を授与しており、他の1社は班単位でのポイント制および個人別無事故継続年数により賞品を授与している。) |
| 緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施 | 法人協会 | 短・中期 | ①乗務員教育の実施を検討中。 |

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---|------|------|-----------------------------------|
| スピード抑止の装置に関する検討 | 法人協会 | 中期 | ①今後検討予定。 |
| 他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施 | 法人協会 | 短期 | ①神奈川県警主催による交通安全運動等と連携して交通事故防止を実施。 |
| AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集 | 法人協会 | 短期 | ①今後検討予定。 |

タクシー協会における取り組み状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---|------|-------|---|
| 公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ | 法人協会 | 短期・中期 | ①EVタクシー導入に伴い病院等に乗り場の確保を自民党に要請。②EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。③低公害車両専用乗り場設置に向け今後検討していく予定。④H23.3.4 小田原駅西口でEVタクシーを展示し、エコカーキャンペーンを実施。 |

タクシー協会における取り組み状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|----------------------|------|------|--|
| タクシー乗り場等の街頭指導の強化推進 | 法人協会 | 短期 | ①協会交通指導事故防止委員会主体による街頭指導の実施。 |
| タクシー乗り場及び周辺における美化の推進 | 法人協会 | 短期 | ①小田原駅東・西口において週5～6回清掃を実施。また、湯河原駅及び真鶴駅においては乗務員により毎日実施。 |

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---|------|------|---|
| ショットガン方式の導入 | 法人協会 | 中期 | ①今後検討予定。 |
| 鉄道駅等の乗り場への乗り入れ自主規制の導入・拡充 | 法人協会 | 短・中期 | ①小田原駅(東・西口)、湯河原駅、真鶴駅及び新松田駅等で自主ルール(待機台数等)を設定し実施。 |
| タクシープールの整備に向けた調整検討 | 法人協会 | 短・中期 | ①必要に応じ検討。 |
| 自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力 | 法人協会 | 短期 | ①H22.11 国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査に協力。 ②神奈川県道路利用者会議に参画。 |
| 供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討 | 法人協会 | 中期 | ①経営委員会で検討中。 |

タクシー協会における取り組み状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---|------|------|--|
| ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実 | 法人協会 | 短・中期 | ①小田原駅(東・西口)にタクシー乗り場の誘導案内表示あり。(道路標記、導線については管理会社へ要請、また更に検討していく。) |
| 都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進 | 法人協会 | 中期 | ①南足柄市及び松田町地域公共交通会議に参画。 |

タクシー協会における取り組み状況

⑥観光立国実現に向けての取り組み

【特定事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|---------------------------|------|------|--|
| ルート別観光タクシーの再構築 | 法人協会 | 短・中期 | ①今後検討予定。 |
| 外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行 | 法人協会 | 短期 | ①乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。 |
| 観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化 | 法人協会 | 短・中期 | ①観光立国かながわ推進連絡会議に参画。②神奈川EVタクシープロジェクトと箱根EVタウンプロジェクトとの連携により観光促進を図る。③小田原駅構内タクシー組合(9社)で小田原市観光協会に加盟し同協会が主催する会議に参画。 |
| 観光タクシー乗務員講習会の実施 | 法人協会 | 短期 | ①外部講師による研修会を検討予定。 |

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|-------------------------|------|------|----------|
| 観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討 | 法人協会 | 中期 | ①今後検討予定。 |

タクシー協会における取り組み状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

【特定事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|--------------------------|------|------|--|
| 労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充 | 法人協会 | 短期 | ①H23.2.15 労務・経営委員会主催による講習会を実施。(参加人数157名) ②23年秋季 小田原労働基準監督署担当者による研修会の開催を予定。 |

タクシー協会における取り組み状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

| 特 定 事 業 | 実施主体 | 実施時期 | 法人協会等の対応 |
|------------------------|------|------|---|
| 市場調査、マーケティング等による需給構造分析 | 法人協会 | 中期 | ①今後検討予定。 |
| 新たなサービスに関する要望受付窓口の設置 | 法人協会 | 短期 | ①HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。 |

特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成23年6月30日現在

| 申請日 | 事業者名 | 基準車両数(H21.7.17車両数) ① | 申請日現在車両数 ② | 申請以降減車数 ③ | 認定前車両数 ④ | 事業再構築削減数 ⑤ | | | 事業再構築実施後の車両数 ⑥ ※④-⑤ | 事業再構築実施後の供給力削減の状況 | |
|----------|-----------------------|-------------------------|---------------|--------------|-------------|---------------|-----|----|---------------------------|-------------------|-------|
| | | | | | | 減車数 | 休車数 | 計 | | 削減数 | 削減率 |
| H22.6.23 | 箱根登山ハイヤー(株) | 96 | 89 | 1 | 88 | 3 | | 3 | 85 | 11 | 11.5% |
| H22.6.23 | 小田原報徳自動車(株) | 82 | 82 | | 82 | 5 | 5 | 10 | 72 | 10 | 12.2% |
| H22.6.23 | 太陽自動車(株) | 46 | 46 | | 46 | 3 | 3 | 6 | 40 | 6 | 13.0% |
| H22.6.24 | 箱根観光自動車(株) | 34 | 33 | | 33 | 1 | 1 | 2 | 31 | 3 | 8.8% |
| H22.6.24 | 富士箱根交通(株) | 21 | 19 | | 19 | 1 | | 1 | 18 | 3 | 14.3% |
| H22.6.23 | ケイエム大箱根自動車(株) | 33 | 33 | | 33 | 3 | | 3 | 30 | 3 | 9.1% |
| H22.6.23 | (株)箱根タクシー | 4 | 4 | | 4 | | | 0 | 4 | 0 | 0.0% |
| H22.6.25 | 湯河原タクシー(株) | 38 | 35 | | 35 | | 1 | 1 | 34 | 4 | 10.5% |
| H22.6.23 | 伊豆箱根交通(株) | 92 | 92 | | 92 | 5 | 5 | 10 | 82 | 10 | 10.9% |
| H22.6.25 | 真鶴タクシー(有) | 18 | 17 | | 17 | | 1 | 1 | 16 | 2 | 11.1% |
| H22.6.24 | 松田合同自動車(株) | 34 | 30 | | 30 | 1 | 1 | 2 | 28 | 6 | 17.6% |
| | 山北タクシー(株):松田合同と合併(6台) | | | | | | | | | | |
| H22.6.24 | 日本交通小田原(株) | 54 | 51 | | 51 | | 2 | 2 | 49 | 5 | 9.3% |
| H22.6.23 | 門川ハイヤー(有) | 11 | 11 | | 11 | 1 | | 1 | 10 | 1 | 9.1% |
| H22.6.23 | 中川ハイヤー(有) | 2 | 2 | | 2 | | | 0 | 2 | 0 | 0.0% |
| H22.6.23 | オレンジ交通(株) | 10 | 8 | | 8 | | | 0 | 8 | 2 | 20.0% |
| 15 | 小田原交通圏計 | 575 | 552 | 1 | 551 | 23 | 19 | 42 | 509 | 66 | 11.5% |